

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）

項目名	母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等											
税目	所得税、国税徴収法											
要望の内容	<p>①母子父子寡婦福祉法に基づく「高等職業訓練促進給付金」については、令和4年度限りとなっている制度拡充分の非課税措置等の適用期限を延長する、②「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」については、令和5年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）についても非課税措置を講じる、③「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度においては、財源積み増し・制度拡充分に係る返済免除額（債務免除益）について、所得税等を非課税とする措置を講じる。</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の3及び第31条の4（第31条の10で準用する場合を含む） ・租税特別措置法第41条の8、租税特別措置法施行規則第19条の2第14号及び19号 <table border="1" data-bbox="874 846 1490 1016"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲0.2</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲0.2	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）
平年度の減収見込額	▲0.2	百万円										
（制度自体の減収額）	（－	百万円）										
（改正増減収額）	（－	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、高等職業訓練促進給付金の給付や、住宅支援資金の貸付を行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。 また、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住宅支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 高等職業訓練促進給付金は、児童扶養手当受給者等が資格取得のために1年以上修学する場合、生活費の負担軽減のために月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円、最後の12か月は4万円加算）を支給するものであり、令和4年度当初予算で、現時限措置とされている、対象資格の拡充及び修学期間の短縮（6ヶ月間）を令和5年度概算要求において恒久措置とすることを要求している。（制度拡充：令和3年4月から、1年間の時限措置として開始。令和4年4月から更に1年間の時限措置の延長。） ひとり親家庭住宅支援資金貸付金は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限4万円）を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親の自立支援を図っている。 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取支援費を貸し付けるものであり、貸付を受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。 これらの制度による給付金に係る税負担や貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、給付金の非課税及び差押禁止措置や、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること 施策目標2-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること 施策大目標4 ひとり親家庭の自立を図ること 施策目標4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
		政策の達成目標	ひとり親家庭が安心して貸付金を借りることや、給付金を受給することができる環境を整え、その自立の促進を図る。 児童養護施設等の退所者が、安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	・高等職業訓練促進給付金：支給件数：4,387件（令和3年度） ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付：貸付件数：705件（令和3年度） ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付：返済免除件数：413件（令和3年度） ※ひとり親家庭住宅支援資金貸付は令和3年度から開始したため、貸付件数を記載。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	給付金は満額支給されることが前提の給付体系・水準となっており、非課税とすることで政策効果が発揮される。 貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした自体を避けるため有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○高等職業訓練促進給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 （母子家庭等対策総合支援事業（173億円）の内数） ○ひとり親家庭住宅支援資金貸付 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（173億円）の内数） ※上記予算額はいずれも令和5年度概算要求のもの ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付

		<p>就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸し付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 (児童虐待・DV対策等総合支援事業(381億円)の内数) (令和3年度第1次補正予算及び令和4年度当初予算額)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>中長期的なひとり親の自立支援の観点から、高等職業訓練促進給付金の拡充に取り組むこととしているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、これらの給付金について非課税措置等を要望するもの。 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。 施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益について、事業予算の積み増し・拡充分についても非課税措置を要望するもの。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>給付金受給に係る税負担等や、自立支援を目的として貸し付けられた住居費の返済の免除益が自立の妨げとならないよう、非課税等とする必要がある。 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、今般の積み増し分等についても同様に措置する必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>(高等職業訓練促進給付金) 令和4年度税制改正要望で、令和4年度の拡充分について認められた。</p> <p>(ひとり親住宅支援資金貸付金) 令和4年度税制改正要望で、令和3年度及び令和4年度予算に係る分について認められた。</p> <p>(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金) 平成31年度税制改正要望で、非課税措置を創設。</p>
-----------------------	---